

出資法、貸金業規制法及び質屋営業法の改正に関する意見書

貸金業者の消費者向け貸付残高が約 20 兆円にも上る中、個人の破産申立件数は、平成 15 年度に 24 万件を超え、その後若干の減少傾向にあるものの、極めて高い水準で推移しており、依然として多重債務問題は深刻さを極めている。また、過日は、大手の貸金業者が違法な取り立てを繰り返したとして、営業停止処分を受けた。返済能力を超えた借り入れにより、破産の危険にさらされ、違法取り立てに苦しむ多重債務者は、家庭崩壊、ホームレス化、犯罪又は自殺に至ることさえあり、深刻な社会問題となっている。こうした背景には、貸金業者の異常な高金利がある。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）は、刑事罰の対象となる上限金利を定めているが、年 29.2 パーセントと、債務者保護を立法趣旨とする利息制限法の制限金利を超えている。わが国の公定歩合が年 0.1%、銀行の貸出約定平均金利が年 2 % 以下という超低金利状況下を鑑みても、この上限金利は異常なまでの高金利である。

また、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）の「みなし弁済」規定は、一定の要件の下に、利息制限法の制限金利を超えた、出資法に基づく高金利の弁済の受領を認めるものであるが、この規定を利息制限法超過利息の徴収の根拠とし、貸金業者がこの要件を満たしていないにもかかわらず、高金利の貸し付けと取り立てを行う弊害を引き起こしている。最近の最高裁判所の判決でも、あらゆる貸金業者の貸し付けに「みなし弁済」が成立しないとの判断が示され、貸金業規制法第 43 条はもはやその存在意義を欠くものである。

更に、出資法は、日賦貸金業者について上限年 54.75 パーセントの特例金利を認めているが、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済形態の必要性は失われている。また、特例の適用が許される要件を満たしていないにもかかわらず、特例金利を徴収している貸金業者が多く、違法、不当な取り立ての温床にもなっている。同様の特例金利が認められている電話担保金融についても、実質的に電話加入権の財産的価値が失われた今日においては、特例を認める社会的・経済的需要は極めて低い。また、質屋については、他の貸金業者と違って担保を取得しており、債権の保全が確実に図られていることから、特例規定を設ける合理的理由は無いと考える。

よって国におかれては、平成 19 年 1 月に貸金業制度及び出資法の上限金利を見直す時期を迎えるにあたり、下記の事項を実現されるよう要望する。

記

- 1．出資法第 5 条の上限金利を、利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること
- 2．貸金業規制法第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3．出資法及び質屋営業法における日賦貸金業者、質屋、電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 6 月 23 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野 洋平 様
参議院議長	扇 千景 様
内閣総理大臣	小泉 純一郎 様
金融・経済財政政策	
担当大臣	与謝野 馨 様
総務大臣	竹中 平蔵 様
法務大臣	杉浦 正健 様